

石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令及び石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部を改正する省令
 (石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令の一部改正)

第一条 石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令(昭和四十七年通商産業省、運輸省、自治省、建設省、令第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊸」及び備考2を削り、「備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」に改める。
 様式第二、様式第三及び様式第四中「㊸」及び備考2を削る。
 様式第五中「㊸」及び備考4を削る。
 様式第九中「㊸」及び備考六を削る。

(石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令の一部改正)

第二条 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令(昭和四十七年通商産業省、運輸省、自治省、令第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊸」及び備考2を削り、「備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」に改める。
 様式第二中「㊸」及び備考3を削る。
 様式第三及び様式第四中「㊸」及び備考2を削り、「備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」を「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。」に改める。
 様式第五中「㊸」及び備考4を削る。
 様式第六中「㊸」及び備考3を削る。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十八号

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七条の二第二項、第十九条の二十四第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

法務大臣 上川 陽子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

第一条 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(永住許可)</p> <p>第二十二条 法第二十二條第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類(法第二十二條第二項ただし書に規定する者にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を除き、法第六十一條の二第一項の規定により難民の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を除く。)及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>「一〜三 略」</p> <p>「2・3 略」</p>	<p>(永住許可)</p> <p>第二十二条 法第二十二條第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、法第二十二條第二項ただし書に規定する者にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を、法第六十一條の二第一項の規定により難民の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を提出することを要しない。</p> <p>「一〜三 同上」</p> <p>「2・3 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記第六号の三様式所属機関等作成用1 I(高度専門職(1号イ)・「教授」・「教育」)、同様式所属機関等作成用1 J(芸術)・「文化活動」、同様式所属機関等作成用1 K(宗教)、同様式所属機関等作成用2 L(高度専門職(1号ロ)・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤)中「及び」及び「し、並」を削り、「四 甲 乙」を「甲 乙」に改める。

所属機関等作成用2 M (「高度専門職(1号ハ)」・「経営・管理」)

(5)所在地 _____

電話番号 _____

(6)資本金 _____ 円 (7)年間売上高(直近年度) _____ 円

(8)法人税納付額 _____ 円 (9)申請人の投資額 _____ 円

(10)常勤従業員数 _____ 名 (申請人が経営を開始する場合にのみ記載)

(うち日本人, 特別永住者又は「永住者」, 「日本人の配偶者等」, 「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」の在留資格を有する者) _____ 名

3 活動内容 経営(例:企業の社長, 取締役) 管理(例:企業の部長)

4 就労予定期間 _____ 年 _____ 月 (申請人が管理者の場合にのみ記載)

5 給与・報酬(税引き前の支払額) _____ 円 (年額 月額)

6 職務上の地位(役職名) _____

7 事業所の状況
 (1)面積 _____ m² (2)保有の形態 保有 賃貸(家賃/月) _____ 円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 勤務先又は所属機関名, 代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合, 所属機関等が変更箇所を訂正すること。

別記第六号の三様式所属機関等作成用2 M(「高度専門職(1号ハ)」・「経営・管理」)を次のように改める。

別記第六号の三様式所属機関等作成用4 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」(本邦大学卒業者)(1)、同様式所属機関等作成用5 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」・「特定技能(3号)」・「特定技能(4号)」・「特定技能(5号)」・「特定技能(6号)」・「特定技能(7号)」・「特定技能(8号)」・「特定技能(9号)」・「特定技能(10号)」・「特定技能(11号)」・「特定技能(12号)」・「特定技能(13号)」・「特定技能(14号)」・「特定技能(15号)」・「特定技能(16号)」・「特定技能(17号)」・「特定技能(18号)」・「特定技能(19号)」・「特定技能(20号)」・「特定技能(21号)」・「特定技能(22号)」・「特定技能(23号)」・「特定技能(24号)」・「特定技能(25号)」・「特定技能(26号)」・「特定技能(27号)」・「特定技能(28号)」・「特定技能(29号)」・「特定技能(30号)」・「特定技能(31号)」・「特定技能(32号)」・「特定技能(33号)」・「特定技能(34号)」・「特定技能(35号)」・「特定技能(36号)」・「特定技能(37号)」・「特定技能(38号)」・「特定技能(39号)」・「特定技能(40号)」・「特定技能(41号)」・「特定技能(42号)」・「特定技能(43号)」・「特定技能(44号)」・「特定技能(45号)」・「特定技能(46号)」・「特定技能(47号)」・「特定技能(48号)」・「特定技能(49号)」・「特定技能(50号)」・「特定技能(51号)」・「特定技能(52号)」・「特定技能(53号)」・「特定技能(54号)」・「特定技能(55号)」・「特定技能(56号)」・「特定技能(57号)」・「特定技能(58号)」・「特定技能(59号)」・「特定技能(60号)」・「特定技能(61号)」・「特定技能(62号)」・「特定技能(63号)」・「特定技能(64号)」・「特定技能(65号)」・「特定技能(66号)」・「特定技能(67号)」・「特定技能(68号)」・「特定技能(69号)」・「特定技能(70号)」・「特定技能(71号)」・「特定技能(72号)」・「特定技能(73号)」・「特定技能(74号)」・「特定技能(75号)」・「特定技能(76号)」・「特定技能(77号)」・「特定技能(78号)」・「特定技能(79号)」・「特定技能(80号)」・「特定技能(81号)」・「特定技能(82号)」・「特定技能(83号)」・「特定技能(84号)」・「特定技能(85号)」・「特定技能(86号)」・「特定技能(87号)」・「特定技能(88号)」・「特定技能(89号)」・「特定技能(90号)」・「特定技能(91号)」・「特定技能(92号)」・「特定技能(93号)」・「特定技能(94号)」・「特定技能(95号)」・「特定技能(96号)」・「特定技能(97号)」・「特定技能(98号)」・「特定技能(99号)」・「特定技能(100号)」)を削り、「印」を削り、「年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記第六号の三様式所属機関等作成用1 R(「家族滞在」・「特定活動(研究活動等)家族」・「EPA家族」・「本邦大卒者家族」)中「及び」を削り、「印」を削り、「年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記第六号の三様式所属機関等作成用3 U(その他)中「及び」を削り、「印」を削り、「年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記第二十九号の十五様式 (第十九条の十九関係)

(日本産業規格 A 列 4)

※ 登録番号	
※ 登録・更新年月日	

登録支援機関 登録申請書

登録支援機関 登録の更新申請書

年 月 日

出入国在留管理庁長官 殿

申請者

- 1 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 24 第 1 項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の申請をします。
- 2 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 24 第 1 項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の更新の申請をします。

記

1 申請者に関する事項	(ふりがな) ① 氏名又は名称		
	② 住所 (本店又は主たる事務所)	〒 - (電話 - -)	
	(ふりがな) ③ 代表者の氏名		
2 支援業務実施体制に関する事項	① 支援業務開始予定年月日	年 月 日	
	② 支援業務を行う事務所の所在地	〒 -	
	③ 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要	対応可能言語	
			語
		語	
		語	
		語	

別記第二十九号の十五様式を次のように改める。

支援業務		内容及び実施方法	
3 支援業務の内容及び実施方法に関する事項	① 本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する入国前の情報提供	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号イに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第2号及び同条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	
	② 出入国しようとする港又は飛行場における送迎	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ロに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	
	③ 適切な住居の確保及び生活に必要な契約に係る支援	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ハに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	
	④ 入国後（在留資格変更許可後）の情報提供	(1) 本邦での生活一般に関する事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(1)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []
		(2) 法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(2)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []
		(3) 相談等の申出対応者及び相談等をすべき国等の機関の連絡先	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(3)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []
		(4) 支援対象外国人が十分に理解できる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(4)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []
(5) 防災及び防犯に関する事項並びに緊急時における対応に必要な事項		<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(5)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	
(6) 出入国又は労働に関する法令違反行為を知ったときの対応方法その他支援対象外国人の法的保護に必要な事項		<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(6)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） []	

<p>⑤ 法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続の履行に当たって必要に応じた支援</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ホに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法 (自由記入)</p>
<p>⑥ 本邦での生活に必要な日本語学習の機会の提供</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号へに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法 (自由記入)</p>
<p>⑦ 支援対象外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し相談等の申出を受けたときに遅滞なく当該相談等に適切に対応することのほか、当該外国人への助言等必要な措置</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号トに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法 (自由記入)</p>
<p>⑧ 支援対象外国人と日本人との交流の促進に係る支援</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号チに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法 (自由記入)</p>
<p>⑨ 支援対象外国人が責めに帰すべき事由によらず特定技能雇用契約を解除される場合には、他の機関との特定技能雇用契約に基づいて在留資格「特定技能1号」の活動を行うことができるようにするための支援</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号リに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法 (自由記入)</p>
<p>⑩ 支援責任者又は支援担当者による支援対象外国人及びその監督者との定期的な面談の実施並びに労働基準法等の法令違反等の問題の発生を知ったときの関係行政機関への通報</p>	<p><input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ヌに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により面談を実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法 (自由記入)</p>

(注意)

- 1 登録の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録の更新申請書」の文字及び上方2の全文を抹消すること。
- 2 登録の更新の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録申請書」の文字及び上方1の全文を抹消すること。
- 3 上表中「特定技能基準省令」とは、「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号)」をいう。
- 4 1①欄は、法人の場合には登記上の名称を記載し、また、個人事業主の場合には氏名を記載した上、括弧書きで屋号等を記載すること。
- 5 2②欄は、複数の事務所があるときには、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 6 3の「内容及び実施方法」欄は、実施するときには、チェックマークを付すこと。

別記第三十号様式所属機関等作成用 1 I (高度専門職 (1号イ) ・ 高度専門職 (2号) ・ 「教授」 ・ 「教育」) ・ 同様式所属機関等作成用 1 J (芸術) ・ 「文化活動」) ・ 同様式所属機関等作成用 1 K (宗教) ・ 同様式所属機関等作成用 2 L (高度専門職 (1号ロ) ・ 「高度専門職 (2号)」 ・ 「報道」 ・ 「研究(転勤)」 ・ 「企業内転勤」) ・ 同様式所属機関等作成用 2 M (高度専門職 (1号ハ) ・ 「高度専門職 (2号)」 ・ 「経営・管理」) ・ 同様式所属機関等作成用 4 N (高度専門職 (1号イ・ロ) ・ 「高度専門職 (2号)」 ・ 「研究」 ・ 「技術・人文知識・国際業務」 ・ 「介護」 ・ 「技能」 ・ 「特定活動(研究活動等)」) ・ (本邦大学卒業生) ・ 同様式所属機関等作成用 5 V (特定技能 (1号)) ・ 「特定技能 (2号)」) ・ 同様式所属機関等作成用 1 Y (技能実習 (1号)) ・ 「技能実習 (2号)」 ・ 「技能実習 (3号)」) ・ 同様式所属機関等作成用 2 P (留学) 及び同様式所属機関等作成用 3 Q (研修) 中 「及び押印」 及び 「し、押印」 を削り、「印」に改める。

別記第三十号様式扶養者等作成用 1 R (家族滞在) ・ 「特定活動(研究活動等家族)」(E P A 家族) ・ (本邦大卒者家族) 中 「及び押印」「(印がない場合は押印を略可)」 「し、押印」 及び 「印がない場合は、変更箇所に署名すること。」を削り、「印」 年 月 日 を 「年 月 日」に改める。

別記第三十号様式所属機関等作成用 3 U (その他) 中 「及び押印」「(印がない場合は押印を略可)」 「し、押印」 及び 「扶養者等で印がない場合は、変更箇所に署名すること。」を削り、「印」 年 月 日 を 「年 月 日」に改める。

別記第三十号の二様式所属機関等作成用 1 I (高度専門職 (1号イ) ・ 「教授」 ・ 「教育」) ・ 同様式所属機関等作成用 1 J (芸術) ・ 「文化活動」) ・ 同様式所属機関等作成用 1 K (宗教) ・ 同様式所属機関等作成用 2 L (高度専門職 (1号ロ) ・ 「報道」 ・ 「研究(転勤)」 ・ 「企業内転勤」) ・ 同様式所属機関等作成用 2 M (高度専門職 (1号ハ) ・ 「経営・管理」) ・ 同様式所属機関等作成用 4 N (高度専門職 (1号イ・ロ) ・ 「研究」 ・ 「技術・人文知識・国際業務」 ・ 「介護」 ・ 「技能」 ・ 「特定活動(研究活動等)」) ・ (本邦大学卒業生) ・ 同様式所属機関等作成用 5 V (特定技能 (1号)) ・ 「特定技能 (2号)」) ・ 同様式所属機関等作成用 1 Y (技能実習 (1号)) ・ 「技能実習 (2号)」 ・ 「技能実習 (3号)」) ・ 同様式所属機関等作成用 2 P (留学) 及び同様式所属機関等作成用 3 Q (研修) 中 「及び押印」 及び 「し、押印」 を削り、「印」 年 月 日 を 「年 月 日」に改める。

別記第三十号の二様式扶養者等作成用 1 R (家族滞在) ・ 「特定活動(研究活動等家族)」(E P A 家族) ・ (本邦大卒者家族) 中 「及び押印」「(印がない場合は押印を略可)」 「し、押印」 及び 「印がない場合は、変更箇所に署名すること。」を削り、「印」 年 月 日 を 「年 月 日」に改める。

別記第三十号の二様式所属機関等作成用 3 U (その他) 中 「及び押印」「(印がない場合は押印を略可)」 「し、押印」 及び 「扶養者等で印がない場合は、変更箇所に署名すること。」を削り、「印」 年 月 日 を 「年 月 日」に改める。

別記第四十八号様式中 「世」を削る。

別記第四十九号様式(甲)を次のように改める。

別記第四十九号様式(甲)(第三十四条関係)

臨 検 調 書

年 月 日

出入国在留管理庁 出入国在留管理局

入国警備官 立 会 人 居 住 地 氏 名 印

容疑者 に対する出入国管理及び難民
認定法第二十四条に規定する退去強制事由該当容疑事
件につき、本職は、 年 月 日付け
裁判所裁判官 の発した
許可状を に示した上 を立ち
会わせて、次のとおり臨検をした。

臨検の日時	年 月 日	自 時 分	至 時 分
-------	-------	-------	-------

臨検の場所	
-------	--

臨検の結果	
-------	--

別記第四十九号様式(乙)を次のように改める。

別記第四十九号様式(乙)(第三十四条関係)

捜 索 調 書	
年 月 日	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
入国警備官 立 会 人 居 住 地 氏 名	印
容 疑 者	に対する出入国管理及び難 民認定法第二十四条に規定する退去強制事由該当容疑 事件につき、本職は、 年 月 日付け 裁判所裁判官 の発した 許可状を に示した上 を立ち 会わせて、次のとおり捜索をした。

捜 索 の 日 時	年 月 日	自 時 分	至 時 分
捜 索 の 場 所、 身 体 又 は 物			
捜 索 の 目 的 的 る 人 物 又 は 物			
捜 索 の 結 果			

別記第四十九号様式(丙)を次のように改める。

別記第四十九号様式(丙)(第三十四条関係)

押収調書

出入国在留管理庁 年 月 日 出入国在留管理局 入国警備官 印 立 会 人 居 住 地 氏 名	
容疑者 に対する出入国管理及び難民認定法第二十四条に規定する退去強制事由該当容疑事件につき、本職は、 裁判所裁判官 年 月 日付け に示した上 の発した許可状を とおり押収をした。 を立ち会わせて、次の	
押収の日時	自 時 分 年 月 日 至 時 分
押収の場所	
押収した物	別紙押収物件目録記載のとおり。

押収物件目録

番号	品名	数量	差出住所・氏名	所有者住所・氏名	備考

(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正)

第二条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記第八号様式中「三」を削る。

別記第九号様式(甲)を次のように改める。

別記第九号様式(甲)(第十九条関係)

臨 検 調 査	年 月 日
出入国在留管理庁 出入国在留管理局 入国警備官 印 立 会 人 居 住 地 氏 名	
容疑者 に対する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)附則第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件につき、本職は、 年 月 日付け 裁判所裁判官 の発した許可状を 示した上 を立ち会わせて、次のとおり臨検をした。	

臨 検 の 日 時	年 月 日 自 時 分 至 時 分
臨 検 の 場 所	
臨 検 の 結 果	

別記第九号様式(乙)を次のように改める。

別記第九号様式(乙)(第十九条関係)

捜索調書

年 月 日

出入国在留管理庁 出入国在留管理局

入国警備官 印

立 会 人

居 住 地

氏 名

容 疑 者 に対する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)附則第 24 条に規定する退去強制事由該当容疑事件につき、本職は、
年 月 日付け 裁判所裁判官
の発した 許可状を に示した上
を立ち会わせて、次のとおり捜索をした。

捜索の日時	年 月 日	自 時 分	至 時 分
捜索の場所、 身体又は物			
捜索の目的たる 人物又は物			
捜索の結果			

附 則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令(以下「旧省令」という。)に規定する様式による申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、この省令による改正後のそれぞれの省令(以下「新省令」という。)に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により作成された文書の効力については、なお従前の例による。

○法務省令第五十九号

少年院法(平成二十六年法律第五十八号)を実施するため、少年院法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

少年院法施行規則の一部を改正する省令

少年院法施行規則(平成二十七年法務省令第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改 正 後	改 正 前
第七十八条 削除	第七十八条 法第二百十条又は第二百一一条第一項の書面(次条において「申出書」という。)は、救済の申出をする者が指印し、又は押印しなければならない。 (不備の補正)
第七十九条 (不備の補正)	第七十九条 法務大臣は、申出書の記載事項に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第六十号

少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)を実施するため、少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令

少年鑑別所法施行規則(平成二十七年法務省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改 正 後	改 正 前
第六十二条 削除	第六十二条 法第九十九条又は第一百十条第一項の書面(次条において「申出書」という。)には、救済の申出をする者が指印し、又は押印しなければならない。 (不備の補正)
第六十三条 (不備の補正)	第六十三条 法務大臣は、申出書の記載事項に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

備考 表中の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。